



見舞金制度

イトーヨーカドー労働組合／イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会の組合員の皆さんはUAゼンセン見舞金制度の対象です

見舞金制度一覧

I. 死亡見舞金 ～死亡したとき～

区分	見舞金	備考
本人	200,000円	
配偶者	50,000円	事実婚・同性婚含む
実養父母・実養子、 同居中の実兄弟姉妹、実養祖父母、孫	20,000円	二親等までの血族 ※病死は対象外

【組合員死亡】すべての事由に給付されます。【配偶者死亡】すべての事由に給付されます。

【家族死亡】事故死のみ給付されます。（※二親等は同居者のみ）

<対象となる家族の範囲> ①組合員の一親等の血族 ②組合員と同居中の二親等の血族

II. 休業見舞金 ～病気・負傷休業の期間が連続30日以上経過したとき～

区分	見舞金	備考
本人	15,000円	休業期間を「合算」しての申請は対象外

組合員が病気やケガで連続30日以上仕事を休業したとき（休日、休暇の通算可）に給付されます。

※「1度申請すると、3年間は申請できない」という3年ルールに変更になりました。

但し、自然災害・労働災害・通勤災害はこの限りではありません。

※妊娠関連休業についても上記3年ルールが適用されます。

III. 住宅被災見舞金

区分	対象	見舞金	備考
① 全焼・ 全損・流失	組合員本人居住（単身赴任中で配偶者の住居含む）	150,000円	常時居住していない住宅（塀・物置・倉庫・雨どい・アンテナ・IPソケット・室外機・車庫・車庫・ベランダ・作業場等）の付属物には適用なし
② 半焼・ 半損・ 床上浸水	組合員本人居住（単身赴任中で配偶者の住居含む）	80,000円	

住宅被災・・・組合員の現住居が火災や風水害・地震などの被害を受けた時に給付されます。（単身赴任の場合は現住居および自宅）

①全焼・全損・流失・・・新築しなければ居住できない程度の被災、あるいは家具の70%以上が使用できなくなった時

②半焼・半損・・・居住床面積の20%以上の焼損、20%以上の損壊
床上浸水・・・風水害によって床上に浸水したとき

※準半壊・一部損壊・床下浸水は対象外。

UAゼンセンへの申請が申請期限を過ぎると無効になりますので、お早目のご提出にご協力をお願いいたします。

申請書等は、死亡日・休業終了日の60日以内に労働組合までご提出をお願いします。

詳細は支部執行委員長までご連絡ください。